



島根県報

令和4年2月1日（火）

第 282 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

令和4年2月定例県議会の招集 (財 政 課) 3

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 (") 3

配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の事業廃止の届出

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (") 3

令和4年度保安林内立木伐採面積の許容限度 (森 林 整 備 課) 4

【特定調達公告】

島根県立中央病院における心臓血管撮影システム調達に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 5

公布された条例等のあらまし

◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（規則第13号）

1 規則の概要

- (1) 長期優良住宅の容積率の特例の許可に係る申請書に添付する特定行政庁が定める図書又は書面は、島根県建築基準法施行細則第14条第1項第2号アからウまでに掲げるものとする事とした。（第2条関係）
 - (2) (1)の許可を受けた者が名義等に変更のあったとき、設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときは、島根県建築基準法施行細則の規定を準用することとした。（第3条関係）
 - (3) (1)の許可を申請した者が申請を取り下げようとするときは、島根県建築基準法施行細則の規定を準用することとした。（第4条関係）
 - (4) (1)から(3)までの書類の提出については、島根県建築基準法施行細則の規定を準用することとした。（第5条関係）
- #### 2 施行期日
- 令和4年2月20日から施行することとした。

規

則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。第2条第1項において「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(容積率の特例の許可申請に係る添付図書等)

第2条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）第14条第1項第2号アからウまでに掲げるものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定するもののほか、他の図書又は書面の提出を求めることができる。

(名義等変更届等)

第3条 法第18条第1項の許可を受けた者が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該許可を受けた事項の設計内容を変更しようとするとき又は当該建築物の工事を取りやめたときについては、島根県建築基準法施行細則第4条、第5条及び第6条第1項の規定を準用する。この場合において、同規則第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「知事」と、同規則第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(取下届)

第4条 法第18条第1項の許可を申請した者が当該申請を取り下げようとするときについては、島根県建築基準法施行細則第20条の規定を準用する。

(申請書等の経由)

第5条 法第18条第1項又はこの規則により知事に提出する申請書又は届書の提出については、島根県建築基準法施行細則第21条第1項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

告 示

島根県告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年2月14日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第59号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ファーマシ薬局しまね医大前	出雲市塩冶神前一丁目7番4号	令和3年10月1日

島根県告示第60号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
しまね薬局 医大前店	出雲市塩冶神前一丁目7番4号	令和3年9月30日

島根県告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 高村	訪問介護	コミュニケーションき らら	浜田市三隅町三隅387番地 5	令和4年2月1日

島根県告示第62号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

同一の単位とされる保安林	皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区 水源かん養保安林	916.43
斐伊川 "	1,495.19
神戸川 "	1,952.26
大田地区 "	118.94
邑智地区 "	1,693.70
那賀地区 "	1,148.28
美鹿地区 "	3,544.79
隠岐 "	269.46
浜山地区 防風保安林	2.20
湊原地区 "	1.00
長浜地区 "	2.84
湖陵町 "	2.40
多伎町 "	0.68
大田市 "	0.58
仁摩町 "	0.28
温泉津町 "	0.02
江津東地区 "	1.98
江津西地区 "	0.88
浜田東地区 "	5.30
益田東地区 "	1.34
益田西地区 "	3.08
江津東地区 飛砂防備保安林	1.38
大田市 干害防備保安林	0.86
津和野町 "	0.36
松江市 魚つき保安林	8.36
出雲市 "	12.98
大田市 "	9.90
江津市 "	0.44
浜田市 "	7.92

益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	22.39
斐伊川	〃	19.18
神戸川	〃	36.51
大田地区	〃	3.81
邑智地区	〃	117.80
那賀地区	〃	73.07
美鹿地区	〃	107.44
隠岐	〃	24.79
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.22
隠岐	〃	27.24

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年2月1日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

心臓血管撮影システム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年9月30日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者を含む。)でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和4年2月1日(火)から同年3月1日(火)までの間(閉庁日を除く。)、(1)の場所において交付する(交付時間は、午前9時から午後5時までとする。)

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和4年3月3日(木)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

令和4年3月14日(月)午前10時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和4年3月11日(金)午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

令和4年3月11日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午前10時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Cardiovascular Angiography System, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : September 30, 2022

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 a.m. March 14, 2022

(Bids by Post must be received by 5:00 p.m. on March 11, 2022)

- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,
Shimane, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6430